神山に陣を取つたといふものも同じい。 の是である。北陸七國志に、吾妻野に着き天

を呼んだが、明治四年四月戸籍編成の時から、 社の横通り金浦町を天神町一丁目とし、夫れ とした。從來社前より棒木町の入口までの間 に田井天神の社(今椿原神社)あるを以て町名 目とした。 より二丁目・三丁目を經て馬坂の下邊を四丁 テンジンマチ 天神町 金澤の町名。町内

御萬燈山・三之丞山と いふとある。そのうち に、菅生石部神社の神領に三峰あつて、中山・ 置き、日々一揆と合戰したとある。江沼志稿 近は敷地の天神山に取出の城を構へ、備を張 地にあつた。織田軍記天正四年の條に、戶次右 テンジンヤマジョウ 天神山城 江沼郡敷

開創に係る。 曹洞宗に属し、 テンスウジ 天崇寺 珠洲郡森腰に在つて、 正保四年石川郡桃雲寺骨外の

モロハシデンスウモクロク 能登諸橋田數目 デンスウモクロク デンスウモクロク 能登國田數目錄。ノト 田數目錄 **↓ノトノク**

乃至天保間の 法令布達を 類聚した ものであ 典制彙纂 十二册。萬治

眞宗東派に屬する。 デンセンジ 傳泉寺 石川郡大野に在つて、

寺に住し、十八年正法寺に移り、文安中祖父 尾張正法寺に師事し、應永十年八月同國雲興 加賀に生まれ、十六歳で出家し、天鷹祖祐に 江氏の請によつて慧日寺を開き、 テンセンソミョウ 天先祖命 曹洞宗の僧。 自らその第

> て寂した。 代に居り。 長祿二年八月四日八十七歳を以

安・明曆の 交に至つて、所謂改作法を 施行し 敗作聞書に、『吾在所三清村

にても、高発は る。この場合一俵は三斗であり、発は百姓の て、和法を一變することになつた。
→カイサ 渉頗る煩雞であつた。是を以て利常の晩年慶 時は檢見によつて年々の豐凶を實査し、発相 の発は公納の率をいうたのである。しかも當 しく、越中礪波郡三清村の百姓の手記した御 永の初年頃は利家の頃よりも緩かであつたら 作得割合を示したので、七公三民である。寬 俵二斗二升九合を定納とすることを記してあ 直郷西方寺村に與へた年貢勘定狀には、 もの是である。天正十五年五月利家が珠洲郡 を増減したのであるから、地頭と百姓との交 五十八俵七升を三。発引として、その中四十 收納、三分一をば百姓德分に可致候。』とある の長連龍に與へた書中に、『三分二は地頭へ令 は、三分の二を地頭の所得とした。前田利家 "二厘、下苑は三、八步一厘』とあつて、こ デンソ 田租 藩初に於ける田租の賦課率

藩に於いては、東照宮・梯天満宮の社僧が天 之に属するもの藩末に十二ヶ寺あつた。その かつた。 觸下が二ヶ寺ある。大聖寺藩には一ヶ寺も見な 外天台律宗に頭寺として西方寺があり、その 台宗に屬してゐた外、西養寺を頭寺として、 テンダイシュウジイン 天台宗寺院 加賀

〇加賀藩

東照宮社僧

濺 金澤西町。城內東照宮供米百二

> 許を勤む。 付、安住寺·出雲寺·最勝寺下裁

梅 林 觸 院 頭

四 西養寺觸下

常 藥 翠 安 Œ 雲 住 寺 寺 寺 金澤蛤坂拜領地 金澤野田寺町拜領地 金澤野田寺町拜領地

感 顯 Œ 應 ÷ 寺 金澤卯辰拜領 金澤卯辰拜領地

乘 最 龍 勝 寺 寺 金澤卯辰地子地 金澤卯辰拜領地

道 H 雲 寺 寺 石川郡廣岡村寄進地

高 勝 河北郡橫山村拜領地

珠洲郡寺家村拜領地。

0

○加賀藩 天台律宗

西 方寺 西方寺觸下 觸 頭 金澤泉寺町拜領

養清寺 來 教寺 金澤卯辰地子地 石川郡泉野出村地子地

れを書籍の栞として用ひ、學力の進步を祈る。 此の日兄童は寺院より白木の箸をもらひ、そ の日蓮宗寺院では、十二月廿四日に之を營む。 テンダイダイショウ 天台大師講 羽咋郡

十石。社俗東叡山常照寺兼帶に 蓋し 天台大師の 名が 智者で あるからであら テンダイベツイン

能美郡梯村拜領地。社領百石

天台・眞言の繁盛して、大小寺院の諸國に起

一寺に屬する別區畫の建築の稱であつたが、

天台别院

別院はもと

鲞 ÷ 金澤卯辰拜領地

> 以て天台別院としたといふ如きは卽ち是であ 年八月十三日動して、加賀國石川郡止觀寺を

テンチョウジ 天長寺 承應二年臨濟宗の

の稱を與へることになつたと見える。元優二 るに及び、その主なるものを優遇して、別院

光 ÷

金澤三社拜領地

向からに轉じたが、終に無住無檀の為に廢寺

十一年更に泉野寺町に、十二年卯辰傳燈院の た爲、萬治二年三社常光寺附近に移り、寬文 山又は道法山と號したが、後藩の用地となつ **僧蘭山之を金澤才川河原町の後に建て、萬巌**

となった。

74 石川郡宮腰町地子地

五石內二十五石修理料 寺領七十

明治十二年五月寺號の公稱を許された。 て、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、 デンチョウジ 傳長寺 河北郡藥師に在つ

等を生じたる時は、年限に満たざるも之を行 田地割を行はざるも、虁損によりて地味に差 通則とした。後又改めて、二十年を經ざれば 百姓ある如き場合以外は、之を施行せざるを ふことを許し、又甚だしく長期に亙つて行は 元祿十六年には、川崩等により持高を失うた この制は寛永十九年に初つた。併し田地割は 自耕作の田地を割り改めしめることをいふ。 合不同となるを以て、之を平均せしむべく各 の差を生ずる時は、百姓の持高と収穫との割 碁盤削ともいふ。一村内田地の地味に良不良 一面精農を奨勵する所以にあらざるが故に、 デンチワリ 田地割 加賀藩特殊の農法で、